

## 視聴覚ライブラリー専門委員会規則

〔 昭和46年 6月30日  
規 則 第 2 号 〕改正 昭和49年 3月30日規則第 6号 平成14年 3月29日規則第 3号  
平成15年 4月 1日規則第 2号 平成16年 3月24日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合専門委員会設置条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第2号）第3条の規定に基づく視聴覚ライブラリー専門委員会（以下「委員会」という。）の事務処理の円滑化を図り、職務を合理的かつ能率的に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について、調査、研究、企画、立案、審査又は審議等を行うものとする。

- (1) 視聴覚教育の普及徹底に関すること。
- (2) 大川広域行政組合視聴覚ライブラリーの機材・教材の選定、利用及び作成に関すること。
- (3) 視聴覚教育担当職員の研修に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務を処理するために必要な事項について、関係官公庁との連絡協調に関すること。

(組織及び委員の選任)

第3条 委員会の委員の定数は、8人とし、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 組合を組織する市の教育長     | 2人 |
| (2) 学校視聴覚教育関係の校長の代表者 | 3人 |
| (3) 社会教育担当主事等の代表者    | 2人 |
| (4) 視聴覚ライブラリー知識経験者   | 1人 |

2 委員は、非常勤とし、任期は1年とする。

(役員)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、1人とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、欠員補充によつて就任した役員の場合は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日規則第6号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第2号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。